



美しい自然の中で、ゆっくりと時間が流れ、心やすらぐ
どこか懐かしい「ふるさと」のようなあたたかさが宍粟市にはあります
宍粟市の空き家等で新生活を楽しみませんか

●「空き家・空き地バンク」の仕組み●

「空き家・空き地バンク」は空き家等を提供したい所有者と空き家等を利用したい方を結びつけるための仕組みです。
市は内覧希望の際の日程調整や自治会情報、その他移住に向けての相談にお応えしています。物件の交渉・契約
については物件登録者と利用希望者の間で行います。

物件に関する売買・賃貸の媒介は不動産業者等にご依頼ください。



●利用登録に必要なこと●

【郵送・窓口で申請する場合】

以下の書類を郵送または建設部住宅土地政策課の窓口
に提出してください。

- ❖ 空き家・空き地バンク利用登録申込書
- ❖ 空き家等利用者登録カード
- ❖ 空き家・空き地バンク利用誓約書（利用希望者用）
- ❖ 本人確認書類（運転免許証等の写し等）

【パソコン・スマートフォンで申請する場合】

以下のURLもしくはQRコードより申請用Webサイトに
アクセスし、必要事項の入力をしてください。

URL ⇒ <https://logoform.jp/f/ENh9h>

QRコード ⇒



/ おいでよしそうし

宍粟市移住定住担当者公式Instagram
YouTubeチャンネルに移住・定住に役立つ情報発信中!!
フォロー・チャンネル登録をお願いします!



/ おいでよしそうし



このアイコンが目印です♪

🔍 おいでよしそうし

●問い合わせ先●

宍粟市建設部住宅土地政策課 ☎671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133-6

☎ 0790-63-3166 📠 0790-62-9939 ✉ akiyataisaku-kk@city.shiso.lg.jp

宍粟市空き家・空き地バンクホームページ <https://www.city.shiso.lg.jp/cgi-bin/recruit.php/2/list>



矢栗市エリアマップ

●千種町●

日本の名水100選に選ばれた清流「千種川」が織りなす四季の風景と、江戸時代のたたら製鉄遺跡としては県内最大級の天児屋鉄山跡、県の絶滅危惧種に指定されているクリンソウが群生するちくさ湿原やスキー場・ゴルフ場などの施設があり、豊かな自然とレジャーを楽しめます。

●波賀町●

県下最高峰の氷ノ山(三ノ丸)や「日本の滝100選」に選ばれた原不動滝などの自然資源が豊富で、「ひょうごの森100選」や「ひょうごの森林浴場50選」に選ばれた赤西溪谷での森林セラピーや国内有数のカヌー競技場である音水湖(引原ダム)のほかスキーや登山など雄大な自然を満喫することができます。

波賀町

千種町

一宮町

山崎町

●山崎町●

酒蔵や町屋が並ぶ酒蔵通り、国の登録有形文化財に指定されている中門前屋主屋では歴史を感じられるほか、兵庫県立国見の森公園や紅葉が美しい最上山、県指定文化財の大歳神社の千年藤など自然も楽しむことができます。また、総合病院や商業施設なども揃っており利便性もあります。

●一宮町●

播磨国一宮である伊和神社や国指定重要文化財の本殿を持つ御形神社、日本酒発祥の地として「播磨国風土記」に記されている庭田神社などの歴史ある神社のほか、縄文時代から中世にかけての大規模な複合遺跡である家原遺跡があり、矢栗の歴史に触れることができます。

空き家・空き地バンク利用登録申込書

年 月 日

宍粟市長 様

住 所（所在地）

（ふりがな）

氏 名（名称及び代表者名）

宍粟市空き家・空き地バンク実施要綱第8条の規定により、下記のとおり空き家・空き地バンクの利用登録を申し込みます。

記

- 1 契約交渉については、当事者間で行うか、又は一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）へ媒介を依頼します。併せて、宅建協会へ情報の提供を承諾いたします。
- 2 登録内容は、別紙「空き家等利用者登録カード（様式第8号）」に記載のとおりです。
- 3 登録内容について、自治会及び物件登録者へ情報の提供を承諾いたします。
- 4 私及び同居者又は共同利用者は、宍粟市暴力団排除推進条例（平成24年宍粟市条例第4号）第2条第3号の暴力団員及び同条第4号の暴力団密接関係者でないことを誓約し、登録内容を警察照会に利用することに同意します。

空き家等利用者登録カード 登録番号 (ー)

ふ り が な					
氏 名 (名称及び代表者)					
住 所 (所 在 地)	〒 (ー)				
生 年 月 日	・ ・	年 齢		職業 (業種)	
連 絡 先	電 話				
	携帯電話				
	F A X				
	メールアドレス				
緊急時の連絡先 (申請者以外の連絡先)	氏 名				関 係
	住 所				電 話
同居者又は 共同利用者の構成	氏 名		続 柄		生年月日
	氏 名		続 柄		生年月日
	氏 名		続 柄		生年月日
	氏 名		続 柄		生年月日
	氏 名		続 柄		生年月日
移 転 希 望 の 理 由	目 的	1. 田舎暮らしで定住したい。 2. セカンドハウスとして利用したい。 3. 就農 (農業) したい。 4. 田舎で就職したい。 5. 経済、教育、文化、芸術活動等 () をしたい。 6. その他 ()			
希 望 物 件 及 び 条 件	希 望 地 区				
	希 望 住 居				
	希 望 物 件				
	希望賃貸・価格				
	立地・環境条件				
	そ の 他 希 望				
相 談 記 録 内容処理状況	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
受 付 日	年 月 日 ()			担当	
受 付 方 法	来庁 ・ F A X ・ 電話 ・ 郵送 ・ m a i l				
備 考					

空き家・空き地バンク利用誓約書（利用希望者用）

私は、宍粟市空き家・空き地バンク制度（以下「空き家・空き地バンク」という。）の利用にあたり、宍粟市空き家・空き地バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解した上で申し込みます。

また、申込書や登録カードの記載事項に偽りはなく、私と空き家・空き地バンク「登録者」の間で行う交渉・契約には誠意をもって対応するとともに、交渉・契約に関する問題が起きた場合は、私と「登録者」の間で責任をもって解決することを誓約します。

なお、空き家・空き地バンクを利用することで得られた情報については、利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

さらに、空き家等の利活用については、宍粟市の自然環境、災害リスク（地震・土砂災害・その他災害）、生活文化、近隣関係等への理解を深め、物件を購入・賃借したときは、当該物件が所在する自治会の規約等に従い、自治会費等の支払いに応じ、地域との協調・連帯に努めることを誓います。また、金銭や近隣トラブル等の問題が生じた場合は当事者同士で解決することを誓約します。

【注意事項】

- 物件の交渉申込をされる場合は、交渉申込書の提出をお願いします。
- 空き家・空き地バンクで配信している物件情報は、登録者の申請によるもので、実際の情報と異なる場合があります。見学時や交渉の際には必ず登録者に確認してください。
- 空き家・空き地バンクで配信している希望売買価格については、登録者が希望する価格です。最終的な価格や条件等については、登録者との交渉で決定してください。また、物件購入時には、物件購入費用以外に「租税」、「登記費用」、「仲介手数料」、「その他諸経費」が必要な場合があります。
- 物件を購入・賃借する際には、近隣への挨拶を行うなど近隣に配慮した誠意ある対応に努めてください。登録者や近隣住民との、交渉、契約、トラブルに関しては責任を持ってませんので、当事者同士で解決するようにお願いします。
- 当事者間のみでの契約は、多くの危険を伴いますので、市では、宅地建物取引業者の媒介を推奨しています。媒介に関してご要望があれば、（一社）兵庫県宅地建物取引業協会西播磨支部を紹介します。
- 交渉の結果、契約が成立した場合は、成約報告書の提出をお願いします。

上記のすべての内容について誓約、了承したうえで、宍粟市長に空き家・空き地バンクの利用を申し込みます。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____